

茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 「東海第二発電所 拡散シミュレーション」を活用し、原子力災害に備えた避難計画に関する主な論点について検証することを目的とし、茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「東海第二発電所 拡散シミュレーション」を活用し、原子力災害に備えた避難計画に関する主な論点について検証すること。
- (2) 前号の検証結果を踏まえ、県に助言を行うこと。
- (3) その他前2号に関連すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員14人以内で構成する。

- 2 委員は、前条第1号の主な論点に係る専門分野の専門家の中から知事が選任する。
- 3 委員の任期は、就任年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期が満了した場合にあっても、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うものとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 臨時又は特別の事項を検証するために、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員の任期は、当該臨時又は特別の事項の検証が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、防災・危機管理部原子力安全対策課長の求めに応じて開催する。

2 会議等の進行は委員長が当たり、支障があるときは、副委員長がこれに当たる。

3 委員会は、原則として非公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(一部会議)

第6条 委員会は、一部の委員による会議（以下「一部会議」という。）を開くことができる。

2 一部会議は、前条の委員会に出席できない委員への意見聴取や特定の審議事項に関する一部の委員への相談等が必要な場合に、防災・危機管理部原子力安全対策課長の求めに応じて開催する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防災・危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、防災・危機管理部原子力安全対策課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年10月3日から施行する。